

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成30年9月18日（火）午前10時

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 池田綱雄君 | 副委員長 | 厚地 覺君 |
| 委員 | 松枝正浩君 | 委員 | 愛甲信雄君 |
| 委員 | 木野田 誠君 | 委員 | 有村隆志君 |
| 委員 | 中村正人君 | 委員 | 植山利博君 |
| 委員 | 蔵原 勇君 | | |

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

山田龍治君 川窪幸治君

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

| | | | |
|------------|--------|-----------------|--------|
| 商工観光部長 | 池田洋一君 | 建設部長兼まちづくり調整監 | 堀之内 毅君 |
| 商工振興課長 | 谷口隆幸君 | 建設政策課長 | 川路和幸君 |
| 建築指導課長 | 谷口比寿志君 | 企業振興室長 | 住吉謙治君 |
| 商工振興課主幹 | 梶 敏行君 | 建設政策課主幹 | 笛田純一君 |
| 建築指導課主幹 | 町田信彦君 | 建築指導課建築指導G+リーダー | 中澤クミ子君 |
| 建設政策課政策G主査 | 米元利貴君 | 商工振興課企業振興室主任主事 | 春口康太君 |

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田美朗君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第72号 霧島市手数料条例の一部改正について

議案第80号 霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前10時00分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る9月11日の本会議で本委員会に付託になりました議案2件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか

か。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第72号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第72号、霧島市手数料条例の一部改正について、審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長兼まちづくり調整監（堀之内毅君）

議案第72号、霧島市手数料条例の一部改正について、概要を御説明申し上げます。建築基準法の一部を改正する法律により、接道規制に係る特例認定制度が創設されたことに伴い、当該特例の認定に係る申請手数料について規定するため、本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、建築指導課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

はじめに、改正理由及び内容について御説明申し上げます。建築基準法における建築物の敷地と道路の関係については、建築物の敷地は道路に接しなければならない接道規制がありますが、特定行政庁が支障がないと許可したのものについては適用しないこととされております。今回の建築基準法改正では、これまで特例許可の実績の蓄積があるものについて、手続の合理化を行うもので、あらかじめ基準を定めた上で特定行政庁が認定する特例認定制度を創設したところです。また、本市内におけるすべての建築物に関する特例許可については、県の所管となっておりますが、今回創設された特例認定は、本市を含む限定特定行政庁が所管する建築物に関する事務として位置付けられたことから、本市における特例認定に係る申請手数料を新たに規定するものであります。次に、施行期日につきましては、本条例の公布の日としております。最後に、予算措置につきましては特にございませぬ。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（植山利博君）

特定行政庁が支障がないと許可したもの、一般的には道路に接しなければならないということなんでしょうけれども、支障がないというのは、どういう状況を指しますか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

特例許可の制度についてですが、接道していない敷地につきまして、一定の条件を満たしていないものについては、特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可するとなっております、例えば公

園に隣接する建築物のように、直接道路に接していない場合であっても、建築物の周囲に広い空き地がある場合、当該空き地が避難及び通行の安全、日照、風通しなど、それらの確保の観点から、道路と同等の機能を有するというので、それを認めるという制度になっています。

○委員（植山利博君）

公の公園と具体的な例を挙げられました。それが仮に民地でもいいわけですか。公的敷地ではなくても、適当なスペースがあって行き来が自由で安全が確保されているような公の道路に接していない敷地でも許認可の対象になるという理解でよろしいですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

この許可につきましては県の所管になっておりますので、詳しいところまでは把握していないところでございますが、基本的には、道路と同等以上の機能を有するということですので、将来に渡って、その空間が担保されるという規定がありますので、それらを踏まえますと、当然、公共的なものに限られるだろうと思っております。

○委員（植山利博君）

県の許可と言われましたけれども、今回からは、本市を含む限定特定行政庁が所管するという理解でいいですね。今までは県の許認可だったけれども、霧島市に許認可権があって、そのことにより条例で手数料を設定するという理解でよろしいですね。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

冒頭で説明したとおり、この許認可の中の一部で、実績の蓄積があるものという一部に限っています。その中で、特に今回、国のほうから示されておりますのが、いわゆる道路の形態である農道とか港湾管理道路、これは建築基準法では道路扱いしていないのですけれども、これらについて許認可の実績が多数あるということで、これらについては認定で行うという制度になっております。

○委員（植山利博君）

特例許可の実績の蓄積があるという表現をされましたけれども、農道とか港湾管理道路とか、そこに行くだけの敷地があったと、そのあったものに更に隣接するような所で、新たな許認可をする場合に限って、県以外でも許可ができると。過去にあった所に、連続して新たな許認可が必要になったと、蓄積とはそういう意味ですよ。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

蓄積というのは、許可の要件になりますので、地域的に許可がたくさんあった所という意味ではございません。こういった要件に合致するという蓄積になります。

○委員（植山利博君）

過去にそういう事例があったと。蓄積とは、そういう理解でいいんですね。事例があった所の隣接する所に新たな許可が必要になった場合に、霧島市として許可できるという理解でいいですか。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

許可のあった所という意味合いではなくて、許可をしたという許可要件、これが蓄積されている

と。安全であると認められるということで、その要件に対しての蓄積になりますので、あくまでもその道に対して今まで許可をしたからといって、そのつながりでやるというものではございません。

○委員（植山利博君）

いずれにしても、この手数料2万7,000円というのは、市に入るという理解でいいんですね。今までは県が全て手数料を受け取っていたものが、今回からは、特定の条件、実績の蓄積があったものについては、市が手数料を受け取ると、そこが大きく違ったという理解でいいですね。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

そのとおりでございます。

○委員（植山利博君）

説明の最後のほうで予算措置はないと言われました。歳出には関係がないから予算措置はしていないのしょうけれども、今後、この条例が交付されると、歳入は出てくる可能性があるという理解でいいんですね。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

予算につきましては特段配慮していないんですけれども、当然、委員がおっしゃるとおり、収入として2万7,000掛ける件数というのが入ってきます。そもそも建築確認申請などの建築に関する申請手数料というのは、一括で予算を計上してしまっていて、この認定に関わるものといったように区分での計上はしておりません。例えば今年度の当初予算でいけば、確認申請手数料を収入で約1,000万円を計上しております。ですので、今回創設された申請手数料につきましても同様の扱いということで、来年度以降、件数を見込んで計上したいと考えています。

○委員（松枝正浩君）

今まで県のほうの事務ということで、市のほうに下りてくるということなんですけれども、市のほうに下りてくる中で、その業務が増えるということなんですけれども、県の実績が何件くらいあったのか把握されていたら教えてください。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

平成26年度から29年度までの直近4か年度で、本市内における特例許可につきましては24件ありました。そのうち、今回、認定に相当するであろうと思われるものが8件となっております。ただ、この4か年度のうちに8件あったんですけれども、ゼロの年もあるということでした。

○委員（中村正人君）

手数料を取るということは、認定も霧島市がするという理解でいいですよ。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

そのとおりでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第72号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時10分」

「再開 午前10時12分」

△ 議案第80号 霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第80号、霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について、審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（池田洋一君）

今回、商工観光部におきましては、議案第80号の1件の議案を提案いたしておりますことから、私のほうから御説明申し上げます。議案第80号、霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正については、国の地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税の特別措置を拡充する等のため、所要の改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、御審査賜りますようお願いいたします。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

議案第80号、霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正につきまして、概要を御説明いたします。資料は議案の22ページから23ページ、一部改正条例新旧対照表の36ページから37ページになります。平成30年6月の地域再生法の一部改正によりまして、企業の本社機能の移転に対する課税の優遇措置が拡充されたところであります。これを受けまして、題名を霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例から霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例に改めようとするものであります。次に、主な改正点であります。本社機能を東京23区から本市の地方活力向上地域であります都市計画用途地域や工業団地等の一部に移転した認定事業者に対して、今般の特例措置の拡充として、これまでの固定資産税の不均一課税措置から、課税免除措置へと改めるため、本条例を改正しようとするものでございます。なお、施行期日は公布の日からとし、適用は改正地域再生法の施行日である平成30年6月1日から遡及することとしております。以上が、議案第80号、霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についての概要になります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○企業振興室長（住吉謙治君）

資料に基づき、補足して説明したいと思います。まず、この条例は、平成28年6月に地方再生法の改正を受けて条例化したものでございます。東京に過度に集中している本社機能を地方へ移転させること、それから地方にある企業の本社機能を強化することが重要というようなことで、企業の

中央拠点強化を推進する特例措置というものが講じられておりますが、その一つが固定資産税の特例措置ということになっております。タイトルにあります地方活力向上地域とは、霧島市全体を示す地域ではなくて、霧島市では都市計画の用途地域であるとか、工業団地ということでイメージいただければいいのかなと思っております。改正内容(1)、固定資産税に係る特別措置の変更にある移転型事業は、本社が東京23区から移転する場合には、条例改正前は不均一課税となっております。そして、(3)に移転型事業と拡充型事業とありますけれども、移転型の初年度の部分を見ていただきますと、改正前が100分の0.14となっております。通常、100分の1.4なので10分の1の税率になるということですので、10分の9の減免があると。そして、第2年度は4分の3が減免、第3年度が2分の1減免ということですので。拡充型事業については100分の0.14ですので、これも10分の9が減免。そして第2年度目が3分の2の減免、第3年度が3分の1の減免ということになっていたわけですが、更にこの地方の活力の再生を一層推進しよう、つまり東京の一極集中を是正して、企業の本社機能の移転とかを加速させていこうということで、今年の6月の法改正によりまして特例措置というものが拡充されたところでございます。拡充された内容というのが、東京23区からの移転については不均一課税であったものが課税免除になりますと、そして、地方における企業の本社機能の拡充という拡充型事業は不均一課税でしたけれども、これは変更がないということでございます。そして(3)の特例措置の内容で見ていただきますと、移転型事業については課税免除になりましたと、そして拡充型事業は変更がないということでございます。(2)に地方再生法における用語の改正に伴う改正等とありますけれども、今回の改正によりまして、引用条項が変わったりとか、あるいは中部圏の中心部とか、近畿圏の中心部が準地方活力向上地域と定義されたことによりまして、文言の改正があったというようなものでございます。そして大きな3番目の支援対象施設とありますけれども、本社機能とかであります。これが条例でいうところの特定業務施設となりますけれども、事務所とありますけれども、これは調査企画部門であるとか、情報処理部門といった事務所です。それから研究所、研修所は人材育成関係の研修所です。そして及びとありますけれども、工場内の研究開発施設、これが法律的には今回の改正で追加されたのでございます。大きな4番に計画認定基準というのがありますけれども、事業者が鹿児島県に整備計画というものを申請します。そして鹿児島県が認定をします。認定を受けたら、この課税の優遇制度は受けられるというようなものでございます。ちなみに、これまで霧島市は実績がございません。鹿児島県全体でも、拡充型は1件ということになっておりますけれども、この認定基準が従業員数が5人、中小企業の場合2人となっておりますけれども、改修前が従業員数が10人以上で、中小企業が5人だったものですから、その辺が緩和されているということでございます。大きな5番に対象となる特別償却設備ということで、これは土地を取得してから1年以内に建設着手されたものに限りまして、土地、家屋、構築物、償却資産となっております。大きな6番に減収補てん措置となっておりますけれども、移転型の課税免除、そして拡充型の不均一課税をした場合に減収が発生しますので、それは普通交付税で75%補てんされるというものでございます。施行期日経過措置については、移転型の課

税免除についての適用が今年の6月1日からということでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

この件に関しての企業からの問合せはありましたか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

これまではありませんでした。今、交渉中の企業は、それが研究開発施設なのかどうかということで詳細に詰めている段階でございます。この条例を適用することができるのか、また他の条例を適用することができるのかという部分について、今から詰めていきたいと考えております。

○委員（植山利博君）

拡充型事業、本社機能が地方にある事業所ということを説明されましたけれども、既に本社機能が霧島市にある事業所については、この条例改正は全く対象外だという理解でよろしいですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

今回の主な改正点につきましては、拡充型につきましては以前の条例と変わりませんので、不均一課税はされるということでございます。

○委員（植山利博君）

要するに東京一極集中を改善しようという方向性が見えるわけですが、事務所、研究所、研修所ということになっていきますけれども、例えば移転型の事業所で新たな工場の設備投資は対象外という理解でいいですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

事務所について具体的に説明させていただきます。事務所は、調査企画部門、情報処理分野、研究開発分野、国際事業分野、その他管理業務になっております。その他に、研究所、研修所となっているんですけれども、今言われました工場等の設備については、場合によっては、他にある霧島市工業開発促進条例等を適用させていこうかと考えているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第80号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時34分」

「再開 午前10時36分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。

△ 議案第72号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第72号について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第80号 霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第80号について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終わります。

[中村正人委員退室]

△ 議案第72号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

それでは、これより議案処理に入ります。議案第72号、霧島市手数料条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

採決します。議案第72号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第72号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第80号 霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第80号、霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

採決します。議案第80号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第80号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

[中村正人委員入室]

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（池田綱雄君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、報告については委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時38分」

「再開 午前10時38分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、「産業建設常任委員会の所管事項について」ということで提出してよろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのように提出をしたいと思います。次に、その他として何かありませんか。

○委員（松枝正浩君）

先日、有村委員からお話がありました野口地区の議員と語ろかいの現地調査を2件致しまして、その内容を行政側にお願いしているところなんですけれども、まだ行政側からの回答が来ないということで、行政側から回答が届き次第、皆さんのボックスの中に入れてさせていただきますよろしいでしょうか。

○委員長（池田綱雄君）

よろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

そのようにしてください。ほかにありませんか。

○委員(植山利博君)

決算特別委員会が開かれるわけですがけれども、委員会の打合せの中で、現地調査の場所を出してほしいという話がありました。この産業建設常任委員会の中で、決算特別委員になられていない方もいらっしゃいますので、見ていてほしいという場所があれば、教えていただきたいと思います。本定例会最終日の本会議終了後に、打合せがありますので、それまでをお願いします。

○委員長(池田綱雄君)

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前10時42分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長 池田 綱雄